



鳥取県公報

令和5年12月1日(金)
号外第91号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ **公安規則** 鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(7) (交通企画課) 2

公安委員会規則

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月1日

鳥取県公安委員会委員長 衣 笠 優 子

鳥取県公安委員会規則第7号

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県道路交通法施行細則（昭和35年鳥取県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(交通規制の対象から除外する車両)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の申請書には、次の各号に掲げる指定証及び標章（以下「指定証等」という。）の種別に応じ、それぞれ当該各号に定める書面又はその写しを添付しなければならない。</p> <p>(1) 別表第1第2号コ(ア)から(オ)まで及び第5号エに掲げる車両に係る指定証等</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 略</p> <p style="padding-left: 2em;">イ アに掲げるもののほか、警察本部長が別に定める書面</p> <p>(2) 別表第1第2号コ(カ)から(コ)までに掲げる車両に係る指定証等</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 略</p> <p style="padding-left: 2em;">イ アに掲げるもののほか、警察本部長が別に定める書面</p> <p>4 <u>前項第1号に掲げる指定証等に係る申請を行う際には、申請に係る車両の自動車検査証若しくはその写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面を提示しなければならない。</u></p> <p>5 略</p> <p>6 略</p> <p>7 略</p> <p>8 略</p> <p>9 略</p> <p>(警察署長の駐車許可)</p> <p>第6条 略</p>	<p>(交通規制の対象から除外する車両)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の申請書には、次の各号に掲げる指定証及び標章（以下「指定証等」という。）の種別に応じ、それぞれ当該各号に定める書面又はその写しを添付しなければならない。</p> <p>(1) 別表第1第2号コ(ア)から(オ)まで及び第5号エに掲げる車両に係る指定証等</p> <p style="padding-left: 2em;">ア <u>申請に係る車両の自動車検査証</u></p> <p style="padding-left: 2em;">イ 略</p> <p style="padding-left: 2em;">ウ ア又はイに掲げるもののほか、警察本部長が別に定める書面</p> <p>(2) 別表第1第2号コ(カ)から(コ)までに掲げる車両に係る指定証等</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 略</p> <p style="padding-left: 2em;">イ <u>指定証等の交付を受けようとする者のために使用する車両があるときは、当該車両に係る自動車検査証</u></p> <p style="padding-left: 2em;">ウ ア又はイに掲げるもののほか、警察本部長が別に定める書面</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p> <p>7 略</p> <p>8 略</p> <p>(警察署長の駐車許可)</p> <p>第6条 略</p>

<p>2・3 略</p> <p>4 前項の申請書を提出する際には、次に掲げる書類又はその写しを添付し、併せて申請に係る車両の自動車検査証若しくはその写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面を提示しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、警察本部長が必要と認める書面</p> <p>5～7 略</p> <p>(自動車以外の車両の牽引制限)</p> <p>第9条 法第60条の規定による自動車以外の車両による牽引の制限は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 原動機付自転車の運転者は、故障その他の理由により自動車又は一般原動機付自転車（以下「故障車」という。）を牽引することがやむを得ない場合においては、前号の規定にかかわらず、次に定めるところによりその故障車を牽引することができる。</p> <p>ア～エ 略</p> <p>(道路の使用の許可)</p> <p>第12条 法第77条第1項第4号の規定により、公安委員会が署長の許可を受けなければならないものとして定める行為は、次に掲げる行為（第3号及び第5号から第8号までに掲げる行為にあっては、公職選挙法（昭和25年法律第100号）の定めるところにより選挙運動又は選挙における政治活動のために行うものを除く。）とする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 道路において、ロボットの移動を伴う実証実験又は自動運転技術その他自動運転の実用化のために必要な技術を用いて車両を走行させる実証実験をすること。</p> <p>(11) 略</p>	<p>2・3 略</p> <p>4 前項の申請書には、次に掲げる書類又はその写しを添付しなければならない。</p> <p>(1) 申請に係る車両の自動車検査証</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、警察本部長が必要と認める書面</p> <p>5～7 略</p> <p>(自動車以外の車両の牽引制限)</p> <p>第9条 法第60条の規定による自動車以外の車両による牽引の制限は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 原動機付自転車の運転者は、故障その他の理由により自動車又は原動機付自転車（以下「故障車」という。）を牽引することがやむを得ない場合においては、前号の規定にかかわらず、次に定めるところによりその故障車を牽引することができる。</p> <p>ア～エ 略</p> <p>(道路の使用の許可)</p> <p>第12条 法第77条第1項第4号の規定により、公安委員会が署長の許可を受けなければならないものとして定める行為は、次に掲げる行為（第3号及び第5号から第8号までに掲げる行為にあっては、公職選挙法（昭和25年法律第100号）の定めるところにより選挙運動又は選挙における政治活動のために行うものを除く。）とする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 道路において、ロボットの移動を伴う実証実験又は自動車から遠隔に存在する運転者が電気通信技術を利用して当該自動車の運転操作を行うことができる自動運転技術を用いて自動車を走行させる実証実験をすること。</p> <p>(11) 略</p>
---	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。